

## コミュニケーション行為理論の論理構造 (中)

### The Logic in the Theory of Communicative Action

永井 彰

Akira Nagai

#### 4 戦略的行為とコミュニケーション行為

##### (1) 成果指向と意思疎通指向

すでにくりかえし確認してきたとおり、ハーバマースの行為類型論の最大のポイントは、社会的行為を戦略的行為とコミュニケーション行為とに分類する仕方にあるということが出来る。そうだとするなら、コミュニケーション行為と戦略的行為との区別はどのようにして根拠づけられうるのか、解明されなければならない重大な論点として浮かびあがってくることになる。コミュニケーション行為の基本的特徴はいかなるものなのか。コミュニケーション行為は、戦略的行為といかなる点において異なっているのか。ハーバマースの論理が首肯性を有するものとなりうるためには、これらの点が説得的に示めされなければならない。本節では、この問いにたいしてハーバマースがいかなる根拠づけをこころみているのかについて、ハーバマース自身の論理にそくして検討していくことにしよう。そのさいまず、ハーバマースによる行為指向の分析を取りあげ、意思疎通という概念のインプリケーションについて予備的な考察をおこなっておくことにしたい。ついでハーバマースによる言語行為分析を取りあげ、意思疎通の構造をハーバマースがいかなるものとしてとらえているかについて、理解を深めることにしたい。ここでは、このような手順をへて、コミュニケーション行為の基本的な特徴について解明をすすめていくことにしよう。

さて、すでにのべたとおりハーバマースは、その行為が成果に指向しているかそれとも意思疎通に指向しているかを基準として、社会的行為を戦略的行為とコミュニケーション行為とに分類して

いる。ここでまず、戦略的行為とコミュニケーション行為とを分けるメルクマールが行為指向の違いに求められているという点をあらためて確認しておこう。しかもそのさい、成果に指向しているかそれとも意思疎通に指向しているかは、行為者じしんのパースペクティブを手がかりにすることによってのみ確認されうるとしている点もまた、ここで銘記しておくことにしよう。ハーバマースからすると、行為者は、ある行為が成果に指向しているか意思疎通に指向しているかを暗黙のうちに区別しているのだという<sup>(1)</sup>。ハーバマースは、そうした区別を取りだすことによって、戦略的行為とコミュニケーション行為とを分類しようとしている。そうしてみるとハーバマースは、日常的な相互行為のあり方に着目し、そうした相互行為のなかから、その根底にみられる論理を読み取ろうとしているということが出来る。ハーバマースは、日常の行為者たちが自明のものとしている基準を明示化することによって、戦略的行為とコミュニケーション行為とを分類しようとしているのであり、日常の行為のなかで暗黙のうちに受け入れられていることがらを分析することをつうじて、意思疎通という概念を解明しようとしているのである。

さて、これまで再確認してきたことをふまえたうえで、ハーバマースにしたがいながら意思疎通という概念のインプリケーションについて解明をすすめていくことにしよう。すでに前節において確認したように、成果とは、行為者にとって望ましい事態の出現のことと定義されている<sup>(2)</sup>。これにたいして意思疎通とは、行為能力と言語能力を有している主体のあいだで一致が成立する過程だとハーバマースはいう<sup>(3)</sup>。そのさいハーバマースは、意思疎通というものはたんに一致を成立させ

ることではないという点に注意をうながす。ハーバマースからすれば、意思疎通というものは了解(Einverständnis)の達成をその目標としているのであり、そのさい了解には次のような重要な特徴があることを見逃してはならないのだという。すなわち、行為能力と言語能力を有する諸主体はコミュニケーションをつうじて了解を達成することができるのだが、そうした了解の内容は命題の形でいいあらわすことができる<sup>(4)</sup>。しかも了解というものは、その内容を関与者たちがたがいに認知し、妥当なものとして受け入れているからこそ了解たりうるという点にその特徴がみいだされる。というのも、そのように認知され受け入れられていないものは、関与者からは了解とみなされず、それゆえ了解たりえないからである<sup>(5)</sup>。この点において、了解というものはたんに事実上一致しているということではないのだという<sup>(6)</sup>。了解というものは、関与者双方による認知と承認をその成立のための前提条件としているのである。

この点を確認したうえで、ハーバマースは了解というもののもつ重要な特徴を指摘することになる。すなわち、了解というものは、外部的に影響力を行使することをつうじて強いることはできない、というのである<sup>(7)</sup>。つまり了解というものは、その内容を当の関与者がみずから妥当とみなして受け入れているからこそ了解たりうるのであって、たとえば何らかのサンクションをつうじて強制することによっては、了解は生みだされえないのである。もちろんサンクションをつうじて何らかの同意をとりつけることはできるだろう。だが、そこで引きおこされた同意は、それを受け入れた当事者にとってみれば、決して了解とは認知されえない。当の関与者からすれば、そうした同意はあくまでもしぶしぶ受け入れたにすぎず、そうした同意は了解ではありえない。ハーバマースは、行為者じしんのパースペクティブを前提とし、当事者本人がみずから自発的に、その内容の妥当性を承認したことにもとづく同意だけが了解たりうる、という点に注意をうながしている。その意味においてハーバマースは、コミュニケーションをつうじて達成されたそうした了解には合理的な基盤があると指摘している<sup>(8)</sup>。つまり、了解のばあいには成立している同意は、何らかの強制力によ

てひきおこされたのではなく、発言内容の妥当性をそれぞれの関与者が自発的に受け入れることによってのみ成立している。強制力に依拠することなく、あくまでも発言内容の妥当性のゆえに同意が成立するという面に着目して、こうした合意は合理的に動機づけられているとハーバマースは特徴づけるのである<sup>(9)</sup>。これにたいして、サンクションなど何らかの強制力をつうじて引きおこされた同意には、そうした合理性の基盤は存在しない。そうしたばあいひとつとは、その発言の背後に強制力を感知し、そうした強制力によって引きおこされるであろう結果を読み、したがわざるをえないと判断して発言に同意するのであって、発言の妥当性を自発的に承認することによって同意しているのではない。そこでこうした合意を、経験的に動機づけられているとハーバマースは特徴づけることになる<sup>(10)</sup>。

## (2) 言語行為の分析へ

このようにしてハーバマースは、その行為が成果に指向しているかそれとも意思疎通に指向しているかにもとづいて社会的行為の類型論を組み立てようとしている。しかもそうした行為指向の違いを行為者じしんのパースペクティブから解明しようとしているという点に、ハーバマースによる理論構築の特徴がみいだされる。ハーバマースは、相互行為に参与する行為者じしんが成果に指向した態度をとっているかそれとも意思疎通に指向した態度をとっているかに着目し、それを手がかりにして社会的行為を分類しようという理論戦略を採用しているのである。

ところで、こうしたかれのころみにおいてもっとも重要なのは、意思疎通というもののもつ特徴を十全に解明し、意思疎通は成果獲得の行為には還元されえないということをしめすことだといえよう。このことを説得的にしめすことができるかどうかこそが、ハーバマースのころみの成否を左右するといっても過言ではない。

意思疎通というものの特徴を解明するにあたって、ハーバマースは言語行為の分析に注目する。ハーバマースからすれば、意思疎通の概念は、話すということの分析を離れては解明されえないのだという<sup>(11)</sup>。それゆえにこそハーバマースは、言

語行為の分析を利用する必要があると主張するのである。

かれは、言語行為の分析に依拠することによって、意思疎通というものが目的活動には還元しえない構造を有することをしめそうとする。さらにそのうえで、そのことにもとづいて、成果に指向した行為と意思疎通に指向した行為との境界づけを根拠づけようとするのである。そのさいハーバマースは、J・L・オースティンからJ・サールへと展開される言語行為論の成果を摂取しながら、かれ独自の体系的な理論を作りだそうとしている。その理論をかれは「形式的語用論 (formale Pragmatik)」と名づけている<sup>(12)</sup>。

言語行為をじっさいに分析するにあたっては、ハーバマースは次のような二人のコミュニケーション参与者をモデルとして考察をすすめている。すなわち、一方の行為者が言語行為を遂行し、もう一方の行為者が「イエス」または「ノー」と態度決定するというものである。つまり、話し手と聞き手という二人のコミュニケーション参与者をモデルとして、分析がおこなわれることになる<sup>(13)</sup>。

ところで、ハーバマースによれば、言語行為の分析を利用して成果に指向した行為と意思疎通に指向した行為とを分類しようとするばあい、以下のような困難なことがらにであうことになるのだという<sup>(14)</sup>。まず、コミュニケーション行為を遂行することによって、話し手と聞き手とは何ごとにかんして意思疎通をおこなっているわけだが、そうしたコミュニケーション行為というものは、行為整合メカニズムの一つにはかならない。それぞれの行為者は目標を心にえがき行為計画を設定しているのだが、意思疎通の行為は、ひとびとのそうした行為計画を結びつけているのであり、そのことをつうじてそれぞれの行為を相互行為連関へとまとめあげている。ハーバマースの着眼点は、こうした意思疎通の行為は成果に指向した行為としては概念化されえないということであった。意思疎通の行為を目的論的行為へと還元してしまうことはできない、というのである。ところでこのばあい、言語に媒介された相互行為のすべてが意思疎通に指向した行為だということができのだろうか。もし、言語に媒介された相互行為のすべてが意思疎通に指向した行為であると断定しうるのであれば、言語行為を分析することによって意思疎通の構造を解明しようとするハーバマースの戦略はきわめて有望であるとただちに判定することができるだろう。だが、じっさいには、そう単純に結論を下すことはできない。というのも、言語は成果指向的に使用することもできるからである。われわれは、言語をみずからの目標達成のための手段とし、言語という手段を操作的に投入することによって、自分にとって望ましい行動を相手に引きおこさせることができる。われわれは、自分にとって望ましい行動を相手にひきおこさせることをつうじて、自分にとって望ましい事態を世界内に生じさせることができるのであり、つまりは成果を達成することができるのである。こうしたばあい行為者は、言語を利用することによって、他者を自己の目標達成のための道具としている。このように言語は、成果指向的に用いられるのであり、しかもこうしたケースは決して例外的なできごとではなく、ごくありきたりのこととして日常的に繰り返されているといわなければならない。ハーバマースはこのようなケースを引きあいにだし、こうした事例があるということじたい、意思疎通に指向するということを言語行為の分析から取り出そうとするところみがきわめて困難だということをしめしているのではないかとみずからに問いなおすことになる<sup>(15)</sup>。

あくまでもハーバマースからすると、意思疎通の行為は目的論的行為は還元されえないのだという。ハーバマースはこのことを明示化するために、話すという行為を分析の俎上にのせようとした。かれは、言語行為を分析することをつうじて意思疎通の構造を解明し、意思疎通の行為が成果に指向した行為には還元されえないことを明らかにしようとするのである。ところが、いまのべたように、言語に媒介された行為のすべてが意思疎通に指向した行為だというわけではない。そうした点からすると、言語行為をどれほど分析しても、意思疎通に指向した行為をモデル化する役にはたたないのではないかという疑念が生じることになる。そこでハーバマースは、このような疑念をはらし、言語行為を分析することの妥当性を主張しなければならないのである。こうした疑念にたいしてハーバマースは、意思疎通に指向した言語使用こそ

がオリジナルな言語使用のパタンなのであって、成果に指向した言語使用は、オリジナルな言語使用にたいしていわば寄生的な関係にあるということ を明らかにしようとする<sup>(16)</sup>。ハーバマースからすると、このことを明らかにすることさえできれば、言語行為を分析することによって意思疎通に指向した行為のモデルをえることができるという主張が、首肯性を有するものとなりうるというのである。

### (3) 発語内行為と発語媒介行為

そうした課題にこたえるさい、ハーバマースが手がかりとしているのが、オースティンによる発語内行為と発語媒介行為との区分である<sup>(17)</sup>。周知のとおり、オースティンは言語行為における三つの局面として、発語行為 (locutionary act)、発語内行為 (illocutionary act) および発語媒介行為 (perlocutionary act) を区別している<sup>(18)</sup>。まず第1に、話し手は、文法にしたがって、何らかの意味をもった一定の音声を発している。つまり、何ごとかを話すことそれじたいがある種の行為なのであり、それをオースティンは発語行為と名づけている<sup>(19)</sup>。第2に、話し手は何ごとかを話すことによって、ある行為をおこなっている。つまり、何ごとかを話すことによって、同時に主張したり約束したり命令したり告白したりといったもう一つの行為をおこなっている。そうした行為をオースティンは発語内行為と呼んでいる<sup>(20)</sup>。なお、主張や約束や命令や告白といった発語内行為がはたすさまざまな機能をオースティンは発語内の力 (illocutionary force) と呼んでいる<sup>(21)</sup>。さらに第3に話し手は、発語内行為を遂行することをつうじて、聞き手のところでしかるべき効果を達成している。話し手は、言語行為を遂行することによって、世界内において何ごとかを引き起こしているというのである。こうした行為をオースティンは発語媒介行為と呼んでいる<sup>(22)</sup>。

こうした行為の区分を確認するために、ここでは次のような例を考えてみることにしよう。話し手Aが聞き手Bにたいして「きみには、あの山を登ることはできないよ」と話したとしよう。このばあい、こうした言葉を文法にもとづいて話すことそれじたいが発語行為であり、こうした発言をおこ

なうことによってAはBにたいして「警告」という行為をおこなっている。これが発語内行為である。しかもそのさい、AはBを不安に陥れているとしたら、それは発語媒介行為である<sup>(23)</sup>。

さてここで、オースティンのばあいには、発語行為、発語内行為および発語媒介行為は、同一の言語行為にみられる三つの局面としてとらえられていることに注意しておこう。のちにみるようにハーバマースはこの点を問題とし、それに修正をくわえることになるわけだが、ここではさしあたり、オースティンじしんによるこうした区分の特徴を指摘しておくことにしたい。まず第1に、くりかえしになるけれども、三つの行為の区別は、あくまでも分析的なものとされているという点を確認しておきたい。つまりこうした三つの行為は、あくまでも同一の言語行為の三局面にほかならず、具体的な言語行為がこの三つのいずれかに分類されるというわけではない。その意味において、三つの行為の区分は実質的な行為類型論として構想されているわけではないのである。第2に、いま確認した論点とも関連するのだが、さしあたりこうした三つの行為は、すべての言語行為にみだされるものとされている。三つの局面のうちいずれかが欠落した言語行為というものをオースティンは、少なくとも明示的には想定していないということができよう<sup>(24)</sup>。

さてハーバマースは、オースティンによる発語内行為と発語媒介行為との区別に着目し、意思疎通に指向した言語使用こそがオリジナルな言語使用のパタンであり、成果に指向した言語使用はそうしたオリジナルなパタンにたいしていわば寄生的な関係にあるということをしめすために、この区別を利用しようとする。そのさいハーバマースは、いままで検討してきたオースティンによる行為の規定にたいして疑問をさしはさんでいくことになる。そのような作業をおこなうにあたって、ハーバマースは次の二つの点を確認することからはじめる。まず第1に、ハーバマースは、命題内容と発語内の力とからなる言語行為は自足的な言語行為としてとらえられることに注意をうながす<sup>(25)</sup>。このばあい話し手はコミュニケーションしようとする意図をもって発言しており、つまりは話し手じしんの発言を理解し受け入れてもらいたいという目標をいだいて発言している。こうした言語行為に

おいては、話し手が到達しようとしている発語内の目標は話し手によって語られたことそれじたいの明示的な意味から読み取られるのであり、この点にこそ、こうした言語行為の特徴がみいだされる。つまりこの言語行為の意味は、そこで語られていることそれじたいから明らかにされるのであり、言語行為にとって外在的な何ものかによって左右されているというわけではない。そうした意味において、この言語行為は自足的だとハーバマースはいうのである。こうした点に着目すれば、この言語行為は、ハーバマースのいうところの目的論的行為と対照的な性格を有しているということができよう。というのも目的論的行為の意味は、行為者じしんが追究しようとしている意図や行為者じしんが現実化しようとしている目的にもとづいてのみ確認されうるからである<sup>(26)</sup>。語られていることからだけでは行為の意味が確認されえないというそのかぎりにおいて、目的論的行為は自足的でありえない。

さらに第2にハーバマースは、オースティンのいうところの発語媒介効果が成立するのは、発語内行為が目的論的行為の連関のなかで役割を引き受けることによってであるという事実を指摘する<sup>(27)</sup>。ハーバマースによれば、発語媒介効果は、いかなる言語行為においても成立するというわけではない。話し手によって語られたことそれじたいからは読み取られないような意図を話し手がいだき、そうした目標の達成のために言語行為を道具として用いることによって始めて、発語媒介効果は生じるというのである。

こうした二つの点を確認したうえで、ハーバマースはオースティンによる言語行為の区分に大きな修正をくわえるべきことを提唱する。すなわち、発語行為と発語内行為との区分は分析的なものだが、発語内行為と発語媒介行為との区分は実質的なものとして考えるべきだというのである<sup>(28)</sup>。つまり言語行為には、命題内容と発語内の力という二つの構成要素だけからなり、発語媒介効果をもたらさない言語行為と、そうした二つの構成要素をもった言語行為を目的論的行為の連関のなかに組み込むことによって、発語媒介効果を引き起こす言語行為との二種類があるという<sup>(29)</sup>。このハーバマースの指摘にしたがえば、言語行為はそうし

た二種類の行為にじっさいに分類されるのであり、その意味において、発語内行為と発語媒介行為との区分はたんに分析的なものにはとどまらない。

このようにしてハーバマースは、命題内容と発語内の力という二つの構成要素をもつ行為（オースティンの用語法を利用すれば、発語行為と発語内行為からなる言語行為）を発語内行為と呼び、そうした発語内行為が目的論的行為の連関に組み込まれ、発語媒介効果を相手の側に引きおこすばあいの行為を発語媒介行為と呼ぶことを提唱している。そこで、以下においては、発語内行為と発語媒介行為にかんして、こうしたハーバマースの用語法を踏襲していくことにしよう。

ところで、じつはこうした分析こそが、さきにハーバマースのあげた課題をはたすための道筋を示唆しているということに注目しておきたい。ハーバマースによれば、言語行為の分析をつうじて意思疎通の概念を解明することができるというためには、意思疎通に指向した言語使用こそが言語使用のオリジナルなパターンであり、成果に指向した言語使用はそうしたオリジナルな言語使用にたいしていわば寄生的な関係にあることをしめさなければならなかった。これまで検討してきた発語内行為と発語媒介行為との区分は、この課題にこたえようとしたものだということができる。

すでに確認したとおり、命題内容と発語内の力からなる行為（ハーバマースのいうところの発語内行為）は、言語行為として自足している。そうした行為は発語媒介行為を引きおこさなくても言語行為としてすでに成立しているのであり、こうした発語内行為が目的論的行為の連関に組み込まれることによってのみ、発語媒介行為が成立するといわなければならない。しかもそのさい、この発語媒介行為のばあいにおいても、発語内の目標は達成されていることを見落としてはならない<sup>(30)</sup>。発語媒介行為のばあいにもまた、命題内容ばかりでなく発語内の力もまた話し手と聞き手の両者によって認知されている。さきに呈示した例を利用すれば、「きみには、あの山を登ることはできないよ」という発言が聞き手にたいして発語媒介効果を引きおこしうるためには、その命題内容だけでなく、この発言の発語内の力が聞き手へと向

けられた警告であるということもまた、聞き手にも認知されなければならない。そのような認知があるからこそ、聞き手を不安に陥れるという発語媒介効果が生みだされうるのである。

そうしてみると、発語内行為こそが言語使用のいわば基本型だということができるのであり、そうした発語内行為が成立しているということこそが、発語媒介行為が成立しうるための前提条件になっているということができる。つまり、意思疎通に指向した言語使用が成立しうるという前提があるからこそ、それを利用して成果に指向した言語使用もまた成立しうるという仕組みになっているというのである<sup>(31)</sup>。

ところで、ハーバマースによって再規定されたところの発語内行為と発語媒介行為との区分に、ハーバマースはなぜこれほどまでに重大な関心を寄せるのだろうか。それは、この区分のなかに、コミュニケーション行為と戦略的行為とを分類するための重要な手がかりをみてとっているからにはかならない。つまり、この両者の区分は、コミュニケーション行為の規定のあり方に直結しているということができるのである。そこで、この区分についてさらに検討をすすめていくことにしよう。

ハーバマースによれば、発語内行為と発語媒介行為とを境界づける基準は次の四つのものだという。まず第1に、話し手がその発言によって追究している発語内の目標は、語られたことの意味それじたいから読み取られる。発語内行為の目標が語られたことそれじたいから確認されるという意味において、このばあいの言語行為は自己確認的であるということができる。それにたいして、話し手による発語媒介行為の目標は、当の言語行為の顕在的な内容からは読み取られないのであり、そうした発語媒介行為の目標は話し手の意図をつうじてのみ解明されうる。ここで重要なのは、発語内行為が自己確認的であるという特徴づけであり、こうした発語内行為の性格は、それ以外の三つの基準にも関連している<sup>(32)</sup>。

第2に、発語内行為のばあいには、その成果を獲得するための諸条件は、当の言語行為の記述それじたいから導き出される。それにたいして、発語媒介行為のばあいには、その成果をえるための諸条件は、そうした記述それじたいから導き出すこ

とができない。発語媒介行為のばあいには、当の言語行為をこえてのびている目的論的行為の連関に準拠しなければならない<sup>(33)</sup>。

このことにかんしてハーバマースは、次のような例文を呈示している<sup>(34)</sup>。

(1) AはBにたいして、「会社に辞職を申し出な  
いよう」警告した。

(2) AはBにたいして、「会社に辞職を申し出な  
いよう」警告することによって、Bを不安  
にした。

(1)の記述は、AがBにたいしておこなっている言語行為の記述であり、Aが発語内の成果を達成するための条件は、この記述そのものから導き出される。すなわち、BがAによる警告を理解し、そうしたAによる警告をBが真である（ないしは正当である）と受け入れるばあい、Aは発語内の成果を達成することができる。ところが、Aが発語媒介行為をおこないその成果を達成しようとしているばあいには、(1)のような言語行為そのものの記述では不十分となる。それゆえ例文(2)のように記述せざるをえないけれども、Bを不安にさせるということは、言語行為そのものの記述ではなく、当の言語行為をこえた連関の記述だといわなければならない。

第3に、発語内の成果は、言語行為とは慣習に規制された連関にあるのであり、したがって内在的な連関にある。それにたいして発語媒介行為は、語られたことの意味にとっては外在的なままにとどまっている。発語媒介効果は偶然のコンテクストに依拠しており、発語内の成果とは違って、慣習によって確定されてはいない<sup>(35)</sup>。

第4に、発語媒介行為によって成果をおさめようとするばあい、話し手は発語媒介行為の目標を決して知られてはならない。それにたいして、発語内行為の目標は、相手に認知されることによつてのみ達成される。発語内行為は明示的に発言されるのにたいして、発語媒介行為のばあいには、それが発語媒介行為であると白状してはならない。そうしてみると発語媒介行為というのは、目的論的行為の下位類型に属し、行為の目標そのものを宣言したり告白したりしないという条件のもとで

言語行為を利用して遂行される行為だということができる<sup>(36)</sup>。

さて、これまで検討してきた発語内行為と発語媒介行為とを区別する基準にかんする論議をふまえると、この二つの行為のちがいを特徴づける最大のポイントは、次のような点にあると考えられよう。すなわち、ハーバマースのいうところの発語内行為のばあいには、その行為の目標が話し手と聞き手の両者に認知されているのにたいして、ハーバマースのいうところの発語媒介行為のばあいには、その行為の目標は話し手にしか認知されていないという点である<sup>(37)</sup>。発語内行為のばあい、その命題内容と発語内の力とは、話し手と聞き手の両者によって認知されている。そうであるがゆえに、発語内行為は話し手と聞き手の両者の行為を方向づけることができるのである。たとえば、「明日の午後5時に駅で会いましょう」という言語行為について考えてみると、明日の午後5時に駅で会うという命題内容と、この言語行為における発語内の力が約束であるということが、話し手と聞き手の双方に認知されている。それだからこそこの言語行為は約束としての効力を発揮するのであり、言語行為によるそうした提案が聞き手にも承認されたばあいには、話し手と聞き手のあいだにしかるべき拘束力が生じ、明日の午後5時までは駅に到着するよう両者を動機づけることになる。

ところが、発語媒介行為のばあいには、こうした認知の均衡性が成立していないというところにその大きな特徴がみられる。たとえば、話し手は聞き手にたいして「その窓を開けてください」と発言したのだが、じつはその窓は開かないものであり、そのことを話し手だけが知っていて、開きもしない窓を相手に開けさせようとして困らせてやろうとしている、という状況を考えてみよう。このばあい、発語内の目標は窓を開けるということであり、それじたいは話し手と聞き手の両者によって認知されている。認知しているからこそ、聞き手はそうした発言にしたがって、窓を開けようとする行動をおこすのである。しかし、この発語媒介行為の目標は聞き手を困惑させるということなのであり、そうした目標は聞き手には知られていない。聞き手には知られていないがゆえに、話し手は行為の目標を達成することができるのであり、

もしそうした目標をいだいていることを聞き手に察知されてしまえば、聞き手を困惑させるという効果をおよぼすことができなくなる。そうしてみると、発語媒介行為の特徴は、その目標を隠蔽することによって成立する戦略的な言語行為だという点にみいだされるのであり、この意味において、この行為は「操作 (Manipulation)」と名づけられることになる<sup>(38)</sup>。

こうしてみると、発語内行為のばあいには、話し手と聞き手とがめざす目標が話し手の発言をつうじて明示化されているのであり、それが聞き手によって了承されたばあいには、そうした目標が一定の拘束力を持ち、そのことをつうじて行為整合がおこなわれることになる。このばあい、話し手は発言をおこなうことによってしかるべき「要求 (Anspruch)」をかかげているのであり、そうした要求が聞き手によって承認されることによって、間主観的な拘束力を発揮することになる<sup>(39)</sup>。そのさい、話し手によってかかげられている要求には批判可能だという特徴があることに注目しておこう。聞き手は、そうした発言においてかかげられている要求を承認できないばあいには異議を申し立てることができるのであり、それを了承するというのは、そうした発言においてかかげられている要求の妥当性を認めているからだということができる。この意味において、話し手がかかげているのは、批判可能な「妥当性要求 (Geltungsanspruch)」だということができる<sup>(40)</sup>。批判可能な妥当性要求が聞き手にも受け入れられ相互承認されたばあいにはのみ、その発言は間主観的な拘束力を持ち、行為整合に役立つことができる。

これにたいして発語媒介行為のばあいには、いまのべた意味での妥当性要求がかかげられていないという点にその特徴がみいだされる。話し手は発言をおこなうことによってその発語内の目標を明らかにしている。したがって、聞き手はそれにかんしては異議をととなえることができる。しかし、話し手の目標は、じつはそうした明示化された点にはないのであり、隠蔽されている。隠蔽された目標については、批判などはじめから不可能だといわざるをえない。こうした分析をふまえるなら、発語媒介行為は、このように他者からの批判をそもそも成立させない形で自己の目標を達成しよう

とする社会的行為だということができる。

#### (4) 命令という言語行為

さて、これまでの分析にもとづいて、ハーバマースは、コミュニケーション行為と戦略的行為との区別について、暫定的な規定をおこなおうとする。まず、言語に媒介された相互行為のうち、その関与者のすべてが発語内の目標だけを追究しているものをコミュニケーション行為として数えあげる。これにたいして、関与者のうち少なくとも一人が、相手の側において発語媒介効果を引き起こそうとしているばあい、そうした相互行為は言語に媒介された戦略的行為であるとする<sup>(41)</sup>。このようにハーバマースは、発語内行為と発語媒介行為との差異に着目することによって、コミュニケーション行為と戦略的行為の区別を根拠づけようとするのである。だが、じつはいまあげたこの規定だけでは重大な例外を見逃してしまうことになりかねない。そこで、ハーバマースにしたがって「命令 (Imperativ)」という言語行為を取りあげ、その特質を分析してみることにしよう<sup>(42)</sup>。この作業をつうじて、コミュニケーション行為の規定をより精緻化するようこころみたい。

たとえば、話し手が聞き手にたいして、「煙草を吸うのをやめなさい」と命令したという例を考えてみよう<sup>(43)</sup>。このばあい、話し手は決して発語媒介効果を追究しているのではないということをまずはじめに確認しておきたい。というのも、話し手は自分が引き起こしたいと思っている状態(聞き手が煙草を吸うのをやめること)を自分の発言のなかに明示しているからである<sup>(44)</sup>。つまり、話し手は命令という発語内行為を遂行しているといわなければならないのである。このばあい、話し手が引き起こしたいとする状態は、あくまでも発語内の目標であって決して発語媒介的な目標ではない。それにあたいして聞き手もまた、この発言が命令であるということを理解している。「煙草を吸うことをやめる」という命題内容ばかりでなく、この発言の発語内の力が命令であるということをも聞き手が認知しているからこそ、この発言は命令として機能することができる。つまり命令であることが話し手と聞き手の双方に認知されているからこそ、その発言は命令たりうるのである。こうしてみる

と、話し手はあくまでもハーバマースのいうところの発語内行為を遂行しているのであって、発語媒介行為を遂行しているのではない<sup>(45)</sup>。こうした検討から明らかのように、この命令という言語行為においては、すべての関与者が発語内の目標だけを追究している。そうしてみると、さきに暫定的に導入した規定にしたがえば、命令はコミュニケーション行為に分類されうるだろう。

しかし、命令は意思疎通に指向した言語行為だと考えてよいのだろうか。命令というものを考えてみると、何らかのサンクションを利用することによって、相手の意思のいかんにかかわらず自分の側の意思を貫徹させようとするという点に、その本質があるということができる。そうした特質に注目するならば、命令という行為は、意思疎通に指向した行為ではなくあくまでも成果に指向している行為とみなさなければならない。たしかに命令という言語行為は、ハーバマースによる発語内行為と発語媒介行為との区分にしたがえば発語内行為だということができる。しかしここで注意しておきたいのは、この命令という言語行為のばあい、話し手は決して妥当性要求を呈示しておらず、この点において、さきほどまで検討をすすめてきた通常の発語内行為のばあいとは決定的に異なっているということである。命令という言語行為においてかけられている要求は、それが命令である以上、批判不可能だという仕組みになっている。つまり、命令はサンクションのポテンシャルによって裏うちされているのであり、そうしたサンクションのポテンシャルの力によって批判をそもそも拒絶しているということができる。命令という言語行為は、そうしたサンクションのポテンシャルによって支えられているのであり、聞き手はもし自分が命令にしたがわなければ何らかの制裁がくわえられるということ(あるいは命令にしたがったばあいには何らかの報償が与えられるということ)を知っているがゆえに命令にしたがうのである。命令は、言語行為の外部にあるそうした力によって支えられているということができる<sup>(46)</sup>。そうしてみると、命令にあたいしては抵抗することはできても、批判することはできないといわなければならない。

命令という言語行為によって、話し手は批判可



能な妥当性要求をかかげているのではない。話し手が批判可能な妥当性要求をかかげているばあいには、聞き手はその要求を納得することによってのみ、話し手のかかげた要求にしたがうことになる。しかし命令のばあい、聞き手は話し手のかかげた要求の妥当性を自発的に承認したがゆえにしたがうのではない。話し手のかかげている要求が正負いずれかのサンクションによって裏づけられているからこそ、聞き手は命令にしたがうのである。そうしてみると、命令のばあい、話し手のかかげているのは批判可能な妥当性要求でなく、批判の許されない「権力要求(Machtanspruch)」だといわなければならない<sup>(47)</sup>。

命令という言葉行為はたしかに発語内行為だといえることができる。けれども、命令という行為は、自己の側の意志を一方的に貫徹させようとする行為であり、相手との意思疎通を指向しているわけでは決していない。その意味において、命令はコミュニケーション行為ではなく、戦略的行為の一種として考えられなければならないのである。そのさい、発語媒介行為がいわば隠蔽された戦略的行為であるのにたいし、命令はあからさまな戦略的行為だといえることができる。ところで、命令という言葉行為にかんするこうした検討をふまえるなら、コミュニケーション行為にかんする規定は、より深められなければならないことになるだろう。

ハーバマースはオースティンによる発語内行為と発語媒介行為との区分に着目し、それを実質的な行為類型論として位置づけなおすことによって、コミュニケーション行為と戦略的行為とを分類する基準をえようとした。つまりハーバマースは、発語内行為をモデルとしてコミュニケーション行為の論理構造を明示化しようとしたのであり、それに対比させることによって、発語媒介行為を言語に媒介された戦略的行為であると特徴づけたのだった。だが、ここでの検討によって明らかになったように、発語内行為をそのままコミュニケーション行為であるとすると、命令という言葉行為をコミュニケーション行為に分類してしまうことになる。しかし、命令はあくまでも成果に指向した言語使用であり、戦略的行為として分類されなければならない。そうだとするなら、命令という言葉行為をコミュニケーション行為から排除しう

るような規定が、不可欠なものとなる。そのためには、発語内行為を手がかりとしながら、意思疎通に指向した言語使用の根本的な特徴をしめすメルクマールを発語内行為のなかから取りだし、それを明示化するという作業が必要だといわなければならない。そうした作業をおこなうことによって始めて、意思疎通に指向した言語使用と成果に指向した言語使用とを区別する基準が明示化されるのであり、コミュニケーション行為と戦略的行為との区分も、十分に根拠づけられうることになるだろう。

さて、これまでの検討をふまえるなら、コミュニケーション行為の基本的特徴は、批判可能な妥当性要求の相互承認にもとづくという点にこそ求められなければならない。ハーバマースはこの点こそが、コミュニケーション行為と戦略的行為とをわかつ決定的なメルクマールだとしているのであり、このことを決して見逃してはならないのである<sup>(48)</sup>。コミュニケーション行為においては、たとえ潜在的にであれ話し手によって妥当性要求が呈示されているのであり、そのように呈示された妥当性要求を聞き手が承認することによって、関与者たちのあいだにしかるべき拘束力が生じ、行為整合の機能がはたされることになる。しかもそのさい、その関与者のすべてが自発的にこの妥当性要求を承認しているという点にコミュニケーション行為の特徴がみいだされるのであり、自発的に承認しているからこそ、それにしたがうようそれぞれの関与者を動機づけることができるのだという。これにたいして戦略的行為のばあいには、そのような妥当性要求は呈示されていないという点にその特徴がみいだされる。たとえば発語媒介行為のばあいには、そうした要求とでもいべきものは隠蔽されているため、批判などはじめから不可能な仕組みになっている。また命令のばあいには、話し手がかかげているのはサンクションに裏づけられた権力要求であり、それにたいして批判をおこなうことは許容されていない<sup>(49)</sup>。そうしてみると、戦略的行為のばあいには、相手の側からの批判を不可能にするかたちで自己の側の目標を達成しようとする点にその特徴がみいだされるのであり、そうした仕方に関与者たちの行為が整合されている。このように戦略的行為の論理構造を

検討してみると、戦略的行為が目的活動として把握できるということが、きわめて明瞭に理解できる。これにたいしてコミュニケーション行為とは、批判可能な妥当性要求の相互承認にもとづく行為だと規定することができる。ハーバマースは、コミュニケーション行為の基本的な特徴をこのようにつかみだしているのであり、そのことによって、コミュニケーション行為は目的活動には還元できない独自の論理構造を有するというを明らかにしえたといえよう。

(ながい あきら 講師)  
(1993. 4. 5 受理)

### 註

- (1) J. Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Band I, Frankfurt am Main, 1981, S. 385f. (以下TKHと略記)。藤沢他訳『コミュニケーション的行為の理論』(中)、未来社、1986年、22-23頁。
- (2) TKH, I, S. 385. 邦訳(中)、21頁。
- (3) TKH, I, S. 386. 邦訳(中)、23頁。
- (4) TKH, I, S. 386. 邦訳(中)、23頁。
- (5) TKH, I, S. 387. 邦訳(中)、24頁。
- (6) TKH, I, S. 386f. 邦訳(中)、23-24頁。
- (7) TKH, I, S. 387. 邦訳(中)、24頁。J. Habermas, "Erläuterungen zum Begriff des kommunikativen Handelns", in *Vorstudien und Ergänzungen zum Theorie des kommunikativen Handelns*, Frankfurt am Main, 1984, S. 574f. (以下VEと略記)。
- (8) TKH, I, S. 387. 邦訳(中)、24頁。
- (9) TKH, I, S. 406. 邦訳(中)、42頁。VE, S. 596-598.
- (10) Vgl. TKH, II, S. 271. 丸山他訳『コミュニケーション的行為の理論』(下)、未来社、1987年、104頁。
- (11) TKH, I, S. 387. 邦訳(中)、24頁。
- (12) TKH, I, S. 440. 邦訳(中)、74頁。
- (13) TKH, I, S. 387. 邦訳(中)、24頁。VE, S. 595.
- (14) TKH, I, S. 387f. 邦訳(中)、25頁。
- (15) TKH, I, S. 388. 邦訳(中)、25頁。
- (16) TKH, I, S. 388. 邦訳(中)、25頁。
- (17) TKH, I, S. 388. 邦訳(中)、25-26頁。
- (18) J. L. Austin, *How to Do Things with Words*, 2nd. ed., Cambridge, Mass., 1970, pp. 94-108. 坂本百大訳『言語と行為』大修館書店、1978年、164-184頁。TKH, I, S. 388f. 邦訳(中)、26頁。
- (19) Austin, *op. cit.*, pp. 94f. 邦訳、164-165頁。
- (20) *Ibid.*, p. 98. 邦訳、170-171頁。
- (21) *Ibid.*, p. 99f. 邦訳、172-173頁。
- (22) *Ibid.*, p. 101. 邦訳、174-175頁。
- (23) この例は、オースティンの行為の区分にかんするハーバマースの解釈や例示をふまえて、われわれなりに考えだしたものである。Vgl. TKH, I, S. 388-392. 邦訳(中)、26-29頁。こうした三つの行為にかんするオースティンヒしんによる例については、次の箇所を参照されたい。Austin, *op. cit.*, pp. 101f. 邦訳、175-176頁。
- (24) *Ibid.*, p. 101. 邦訳、174-175頁。
- (25) TKH, I, S. 389. 邦訳(中)、26頁。
- (26) TKH, I, S. 389. 邦訳(中)、26頁。
- (27) TKH, I, S. 389f. 邦訳(中)、27頁。
- (28) TKH, I, S. 393f. 邦訳(中)、30-31頁。
- (29) Vgl. TKH, I, S. 389f. 邦訳(中)、26-27頁。
- (30) TKH, I, S. 395. 邦訳(中)、32頁。
- (31) TKH, I, S. 393f. 邦訳(中)、30-31頁。
- (32) TKH, I, S. 390f. 邦訳(中)、27-28頁。
- (33) TKH, I, S. 391f. 邦訳(中)、28-29頁。
- (34) TKH, I, S. 391. 邦訳(中)、28頁。
- (35) TKH, I, S. 392f. 邦訳(中)、29-30頁。
- (36) TKH, I, S. 393. 邦訳(中)、30頁。
- (37) TKH, I, S. 395. 邦訳(中)、32頁。
- (38) TKH, I, S. 445. 邦訳(中)、78頁。
- (39) TKH, I, S. 398. 邦訳(中)、35頁。
- (40) TKH, I, S. 404f. 邦訳(中)、41-42頁。
- (41) TKH, I, S. 396. 邦訳(中)、33頁。
- (42) TKH, I, S. 402-406. 邦訳(中)、37-42頁。
- (43) TKH, I, S. 402. 邦訳(中)、38頁。
- (44) TKH, I, S. 402. 邦訳(中)、38頁。
- (45) TKH, I, S. 410. 邦訳(中)、46頁。
- (46) TKH, I, S. 403f. 邦訳(中)、39-40頁。
- (47) TKH, I, S. 403. 邦訳(中)、39頁。
- (48) TKH, I, S. 410. 邦訳(中)、46頁。
- (49) なお、ハーバマースは、『コミュニケーション行為の理論』の「第3版への序文」において、これまで論じてきた命令という言葉行為の分析には一つの難点がみられるのであり、その点については修正をくわえなければならぬ、との自己批判をおこなって

いる(ただし、ここでの引用は第4版にしたがっている。J. Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, 4. Aufl., Bd. I, Frankfurt am Main, 1987, S. 4.)。この自己批判は、E・スクジェイによる批判から示唆を受けておこなわれたものであり、スクジェイによる批判およびそれにたいするハーバマースの回答については、次の文献を参照されたい。E. Skjei, "A Comment on Performative, Subject, and Proposition in Habermas's Theory of Communication", *Inquiry*, vol. 28-1, 1985, pp. 87-105. J. Habermas, "Reply to Skjei", *Inquiry*, vol. 28-1, 1985, pp. 105-113.

これまでみてきたように、命令という言語行為は、その言語行為にとって外在的なサンクションのポテンシャルに依拠しているものであり、そこから行為整合の力を引きだしている。つまり命令のばあい、聞き手は、その内容が妥当であるがゆえに話し手の発言にしたがうのではなく、その背後にあるサンクションのゆえに話し手の発言にしたがうわけである。こうした発言のばあい、話し手は批判を許容しない権力要求をかかげているのであり、批判可能な妥当性要求をかかげているのではないというそのかぎりにおいて、命令という行為はコミュニケーション行為としては分類されえないのであり、あくまでも戦略的行為とみなされなければならない(TKH, I, S.402-404. 邦訳、(中)、37-40頁)。それと対比されているのが、規範によって権威づけられた要請である。こうした要請をおこなうばあい話し手は、何らかのサンクションのポテンシャルに依拠しているわけではない。話し手は、当の状況における規範的文脈にてらしてみずからの要請が正当であると考えて発言をおこなっているものであり、聞き手はこの要請が正当であると判断するかぎりにおいて、この発言を受け入れることになる。このばあい、もし聞き手によってこの発言に異議が唱えられれば、話し手はこの要請が正当であるという根拠をしめさなければならない。聞き手は、あくまでも話し手の発言が妥当であるがゆえにそれにしたがうわけである。この点に注目するならば、規範によって権威づけられた要請においては、話し手は批判可能な妥当性要求をかかげているのであり、それを聞き手が承認することをつうじて行為の整合が引きおこされていることになる。こうした基本的特徴からすると、規範に

よって権威づけられた要請はコミュニケーション行為だとみなすことができるのである(TKH, I, S.404-406. 邦訳、(中)、40-42頁)。

このようにハーバマースは、命令という言語行為においては、批判可能な妥当性要求ではなく批判を拒絶した権力要求がかかげられているのであり、その点において、命令はコミュニケーション行為ではなく、戦略的行為として分類されなければならないとした。こうした分析の基本的なあり方については、ハーバマースは『コミュニケーション行為の理論』の第3版の段階においても、正当であるとみなしている。問題となるのは、その先である。ハーバマースはこうした分析をふまえて、とりたてて分析を深めることなく、命令を発語媒介行為と同様に扱おうと想定してきたのだが(TKH, I, S. 439. Fig.16. 邦訳、(中)、73頁、第16図)、「第3版への序文」においては、その点については間違いであったとしているのである。それによると、命令という行為は、一方が他方へと影響力を行使するというモデルによっては分析されえないのだという。というのも、サンクションをむきだしにして服従をせまるといふ命令は、極端なケースにおいてのみみられるものだからである。命令をおこなうばあい、話し手がその要求をかかげるさいに依拠している権力的な地位は、通常のケースにおいては、受け手によっても承認されている。そうしてみると、通常のばあいには、命令において話し手がかかげているのが批判可能な妥当性要求ではなく、批判を拒絶した権力要求だとしても、聞き手は、直接的には、その背後にあるサンクションのゆえに話し手の発言にしたがうのではなく、さしあたりは命令する人物の権力的な地位を承認することによって、その発言にしたがうのだということになる。このばあいであっても、話し手の背後にはサンクションの力というものがあるのだけれども、そこから直接的に行為整合の力が引きだされているわけではない。こうした点からハーバマースは、命令をめぐる分析にかんして、次のような修正をくわえなければならないとする。すなわち、純然たる命令と規範によって権威づけられた要請とを鮮明に境界づけることはできないのであり、そのあいだには連続体が存在しているとみなさなければならない、というのである(J. Habermas, TKH, 4. Aufl., I, S. 6. J. Habermas, "Reply to Skjei", pp.111f.)。

ハーバマースによるこうした理論修正は、コミュニケーション行為の基本的特徴をみさだめようとする本稿の論旨を揺るがすものではない。ただし、命令という限定された事例においては、コミュニケーション行為と戦略的行為とを截然と区別できないケースをハーバマース自身が認めたという

点において、重大だというべきかもしれない。コミュニケーション行為理論の枠内で、権力現象や規範的正当性の問題をはたして十全に扱いうるだろうかという論点へとつながってくる可能性をはらんでいるからである。こうした点については、機会をあらためて検討を深めることとしたい。